

提供データ及び抽出基準

1. 県からの提供データ

- (1) 県は、委託業務に使用するため、本事業の参加保険者に代わって下記の国民健康保険データを業務受託者へ提供する。

ア 医科のレセプト電算コード情報ファイル(21_RECODEINFO_MED.CSV)
イ DPC のレセプト電算コード情報ファイル(22_RECODEINFO_DPC.CSV)
ウ 調剤のレセプト電算コード情報ファイル(24_RECODEINFO_PHA.CSV)
エ 特定健診結果等情報作成抽出等ファイル_FKAC163、FKAC164、FKAC131
オ 特定健診等被保険者データ_KD_IF015
カ 印字用宛名データ
キ 宛名に係る外字ファイル

*ア～ウ:

- ①対象者抽出用:基準とする月から過去約5年分
②報告書作成用:報告書作成時点で最新の審査分まで

エ:過去2年度分(前年度および前々年度)

オ～キ:提供時に最新のもの

- (2) 上記以外のデータは原則提供しないが、分析に必要な場合は、別途判断する。
(3) 上記は匿名化未処理データのため、受託者において匿名化処理を行うこと。
(4) データ提供方法は、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき、個別に方法を定める。

2. 抽出基準

抽出基準については、以下を参考とすること。なお、より効果的だと考えられる基準を設定することも可とするが、最終的には事業参加保険者と調整・確認の上、決定すること。

- (1) 当事業における生活習慣病とは、高血圧、糖尿病、脂質異常症とする。

ア 未治療者の抽出について

未治療者は以下①・②両方の条件を満たすものを指す。

- ①事業実施前年度の特定健診結果データで、血圧、血糖、血中脂質が受診勧奨判定値以上(*1)であるもの。

(*1)受診勧奨判定値の定義は各項目以下の通り。

血糖:HbA1c6.5%以上または空腹時血糖 126mg/dL 以上

血圧:収縮期血圧 140mmHg または拡張期血圧 90mmHg 以上

血中脂質:中性脂肪 300mg/dL 以上、またはHDL コレステロール 35mg/dL

未満、または LDL コレステロール 140mg/dL 以上

- ②前年度健診受診月以降(健診受診月を含む)、対象者抽出時に使用するレセプト電算コード情報において、生活習慣病の傷病名(確定または疑い)、生活習慣病の治療薬の処方などのいずれも記録がないもの。

イ 治療中断者の抽出について

治療中断者は以下①～③すべての条件を満たすものを指す。

- ①対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において、一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方がある(*2)もの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。

(*2)同一年月に、同一の医療機関において生活習慣病の確定傷病名と治療薬の処方が記録されている場合に限定する。

- ②対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の治療薬を処方されているもの。

- ③②の最後の生活習慣病の治療薬処方の記録以降、対象者の抽出に使用するレセプト電算コード情報において6か月以上、生活習慣病の傷病名(確定または疑い)、治療薬の処方などのいずれも記録がないもの。

- (2) 当事業における二次性骨折予防対象者は、脆弱性骨折後の骨粗しょう症未治療者及び骨粗しょう症治療中断者とする。

ア 未治療者及び治療中断者の抽出について

未治療者及び治療中断者は以下①・②の両方の条件を満たすものとする。

- ① 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプト電算コード情報において、脆弱性骨折の既往歴がある者

- ② 脆弱性骨折の治療後、骨粗しょう症の傷病名が確認できない人(未治療者)、または脆弱性骨折の治療後、骨粗しょう症の傷病名及び治療薬の処方があった者のうち、直近の治療が確認できない者(治療中断者)

- (3) その他

指定難病等の記録から、介入が適さない者について考慮すること。

治療中断者及び未治療者の両方に該当するものについては、調整を図り、治療中断者または未治療者のいずれか一方の勧奨とする。